

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 1 7 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 8 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 7 年 5 月 1 5 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 2 3 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 7 年 5 月 2 6 日 午後 5 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 1 7 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,670,000 2,136,000	一括	534,000	31,779	0
1	1,150,000				
2	1,520,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 今治市高市字コモイケ
地 番 甲 5 番 6
地 目 宅地
地 積 1 6 7 . 0 2 平方メートル
- 2 所 在 今治市高市字コモイケ 甲 5 番地 6
家屋 番号 甲 5 番 6
種 類 居宅
構 造 木造スレートルーフィング葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 8 . 8 1 平方メートル
2 階 4 9 . 7 9 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 約 8 0 . 6 1 平方メートル
2 階 4 9 . 7 9 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 3月24日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 武 田 隆 寛

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

【物件番号2】

B が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 今治市高市字コモイケ
地 番 甲 5 番 6
地 目 宅地
地 積 1 6 7 . 0 2 平方メートル

2 所 在 今治市高市字コモイケ 甲 5 番地 6
家屋 番号 甲 5 番 6
種 類 居宅
構 造 木造スレートルーフィング葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 8 . 8 1 平方メートル
2 階 4 9 . 7 9 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 8 0 . 6 1 平方メートル
2 階 4 9 . 7 9 平方メートル

令和 7 年 (ケ) 第 9 号
令和 7 年 2 月 1 9 日受理
令和 7 年 3 月 1 2 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官 井 口 真 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 今治市高市字コモイケ
地 番 甲 5 番 6
地 目 宅地
地 積 1 6 7 . 0 2 平方メートル
- 2 所 在 今治市高市字コモイケ 甲 5 番地 6
家屋 番号 甲 5 番 6
種 類 居宅
構 造 木造スレートルーフィング葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 8 . 8 1 平方メートル
2 階 4 9 . 7 9 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施（住居表示未実施地区）		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） 床面積： 1階 約80.61㎡ (概測) 2階 49.79㎡ 計 約130.40㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（ ☒ B ） 上記の者（その他の者）が、本建物を居宅として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人 (☒ A (所有者) ☒ B (占有者)) の陳述			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成24年4月25日 (相続開始日) 頃	
最初の 契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ ■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件の所有者です。 2 本件建物には、母 B が一人暮らししています。 親子関係に基づき、家賃の授受等はありません。 同人を無償で住まわせています。
☒ ■ B (本件建物占有者)	1 私は本件物件の所有者 A の母です。 本件建物に一人暮らししています。 2 親子関係に基づき、家賃の支払等はしていません。 無償で住まわせてもらっています。 3 本件物件は、昭和55年頃、亡夫が売買取得しました。 その後、同建物は、昭和59年頃、東側部分を増築しました。 4 昔、同建物の東側部分が雨漏りしていました。数年前に補修し、 現在はその症状はありません。 5 高齢で足が不自由なため、2階は使用していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒ ■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執 行 官 の 意 見

■

1 本件受命物件の占有関係は、関係人らの陳述及び現況等から2、3枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区分として、市街化調整区域（用途地域：無）内に位置している。

3【接 道】

物件1土地の北東方において、幅員約6.2mの舗装私道（開発許可道路）に接面している。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

(1) 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。

(2) 物件1土地の境界は、現況上、明らかである。

なお、法務局には地図に準ずる図面、地積測量図及び建物図面が備え付けられている。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件2建物は、全体的に経年（登記記録上：昭和51年10月30日新築、昭和59年10月10日一部取壊、昭和59年12月19日増築）劣化を認めたほか、一部未登記増築（年月日不詳）を認めた。

各所で床の撓み並びに屋根、外壁、内壁及び床等に損傷が散見された。東側和室において雨漏り痕（写真7番）が見受けられた。

6【本件建物の占有権原について】

物件2建物につき、**B**が占有している。

同占有権原については、所有者との親子関係に基づいて使用していることから、黙示の使用貸借と思料する。

7【その他】

(1) 物件1土地上にカーポート（写真1、16番）が存する。

(2) 物件2建物の北西側にさしかけ（写真2、18）が存する。

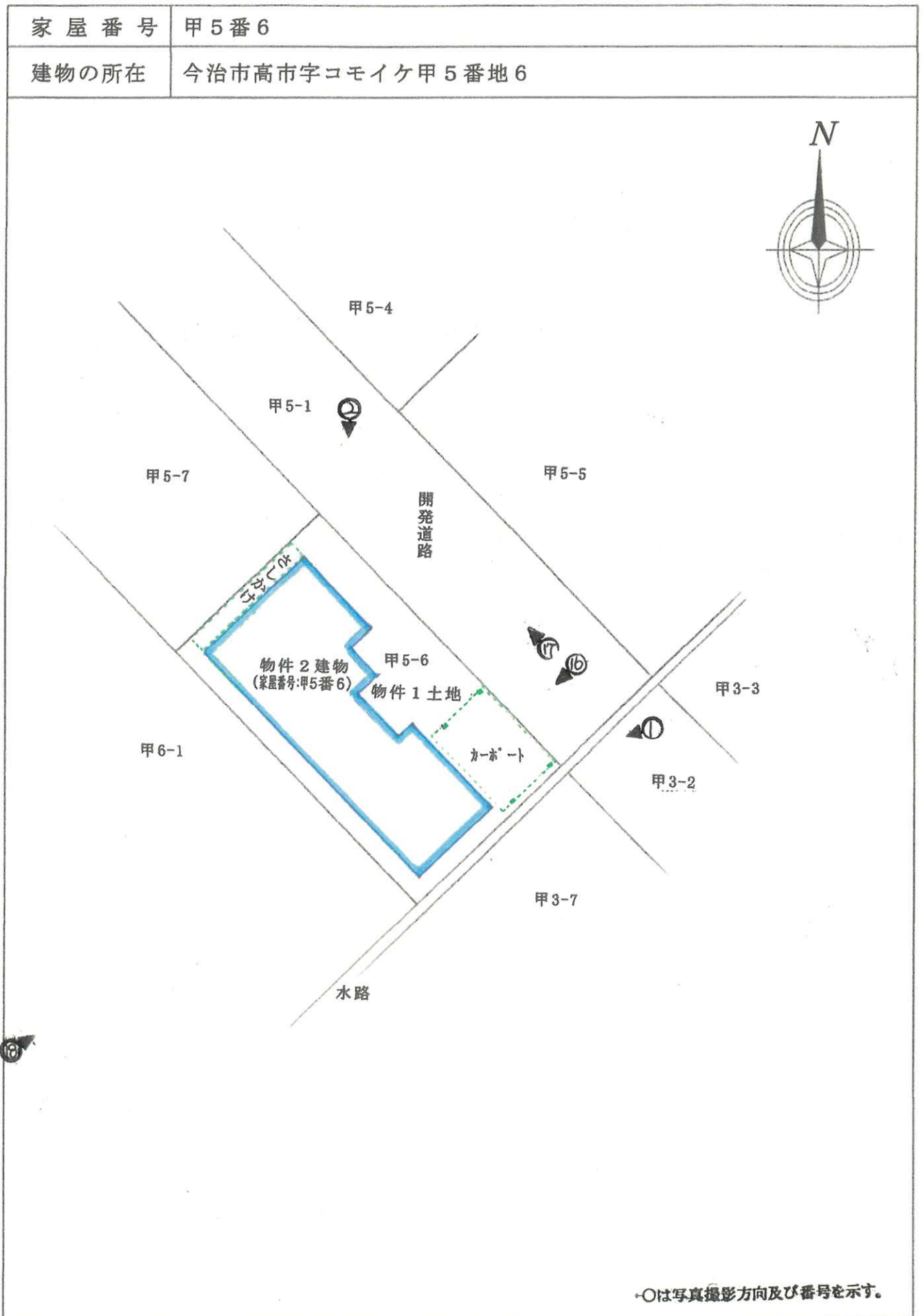
(3) JR予讃線の軌道敷が近郊にあり、電車通過時に騒音を認めた。

以 上

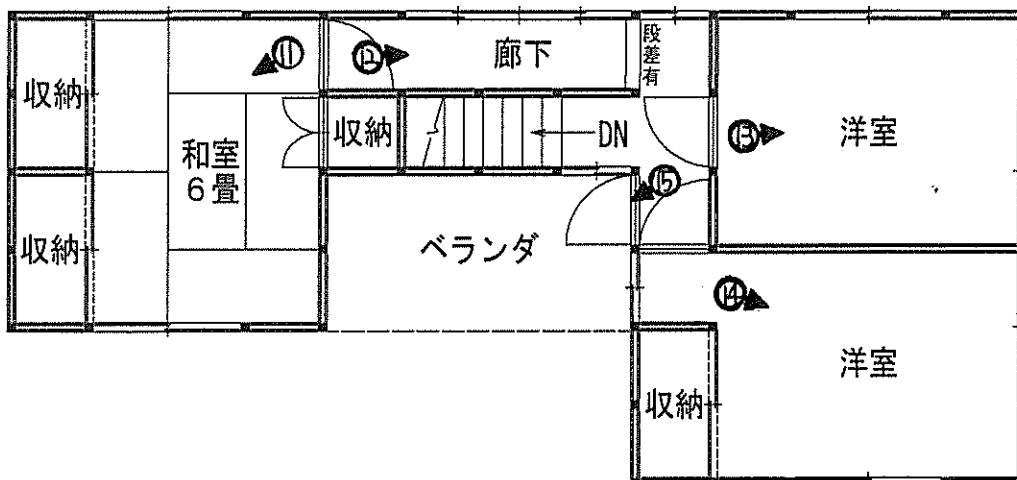
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月20日 (木) 9:30-10:00	松山地方法務局 今 治支局	公簿公図等閲覧等調査
令和7年2月20日 (木) 10:35-11:05	今治市役所	建物間取図等資料収集 公法上の規制等調査
令和7年2月20日 (木) 11:55-12:35	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影、■Bと面談
令和7年2月20日 (木) 13:25-13:35	携帯電話	■Aから聴き取り調査
令和7年2月28日 (金) 13:15-14:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、■Bと面談、評価人同行
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

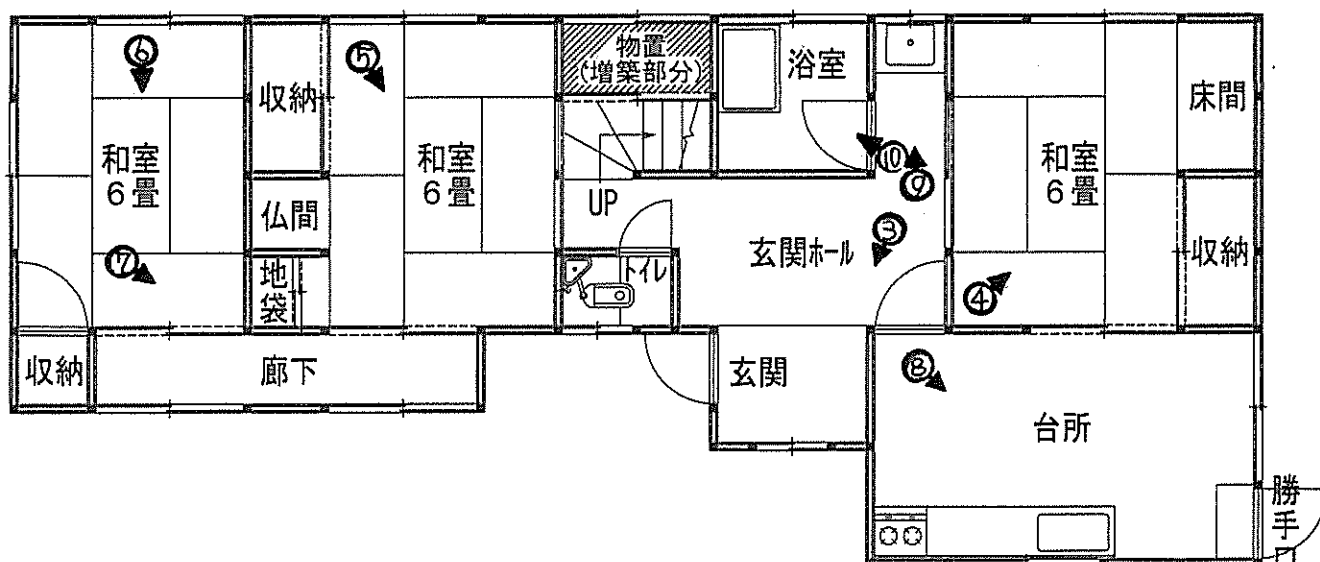
土地建物位置関係図



2 階



1 階



1



受命物件の状況

物件1 土地

2



物件2 建物

3



4



5



6



7



雨漏りの状況

8



9



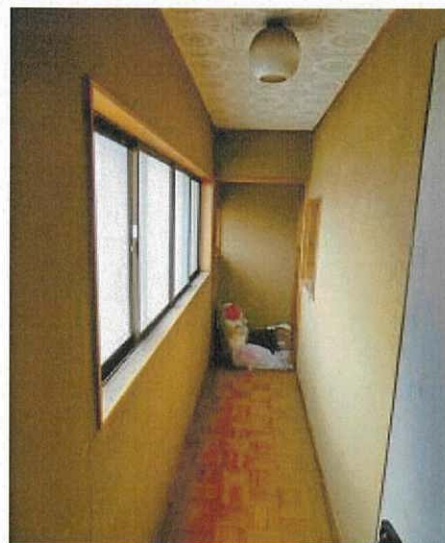
10



11



12



13



14



15



16



車庫の状況

17



接面道路の状況

18

物件2建物



さしかけ

令和 7 年 (ケ) 第 9 号
令和 7 年 2 月 28 日 現地調査
令和 7 年 3 月 11 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

写

評価人 不動産鑑定士

渡辺正隆

第1 評価額

一括価格	
金 2,670,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,150,000 円
物件2(建物)	金 1,520,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	今治市高市字コモイケ 甲5番6 宅地 167.02㎡	ほぼ同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	今治市高市字コモイケ甲5番地6 甲5番6 居宅 木造スレートルーフینگ葺2階建 1階78.81㎡、2階49.79㎡	1階約80.61㎡、2階49.79㎡ (評価人概測)
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「伊予富田」駅の南東方・道路距離約1,000m 最寄バス停「上徳」の南南東方・約410m(徒歩約6分) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	当該評価対象物件は、今治市役所の南東方、直線距離にして約4.3km、 今治市立富田小学校の南方、直線距離にして約400m付近に位置している。 都市計画法上市街化調整区域に指定されていることから農地も多く残る 地域であり、その中であって小規模な住宅団地等が存する。市内中心部 までは遠いものの、生活上の利便性としては駅、小学校、金融機関、スー パーマーケットにも比較的近く生活上の利便性は概ね問題はないが、J R 予讃線の軌道敷に近く、電車通過時に騒音が認められる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 無 70% 200% — ※特記事項③参照
画 地 条 件	地 積：167.02㎡ 形 状：ほぼ長方形（間口約17.0m、奥行約9.8m） 地 勢：ほぼ平坦 地 盤：普 通	
接面道路の状況	方 位：北東方 種 別：私道（昭和50年8月5日付第49号の開発許可道路） （建築基準法第42条1項2号道路） 幅 員：約6.2m 舗 装：有（アスファルト） 歩 道：無 勾 配：無 高低差：等高	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。（現況調査報告書の記載通り）	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：有 都 市 ガ ス：なし（LPガス利用） 下 水 道：なし (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特 記 事 項	① 土壤汚染が懸念される履歴は特にない。 ② 埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ③ 本件土地は昭和50年8月5日付第49号の開発許可を得て開発され た住宅用分譲団地の一画である。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和51年10月30日新築 増築等年月日(登記記載) : 昭和59年10月10日一部取毀、昭和59年12月19日増築 一部年月日不詳増築(登記記載なし) 経過年数 : 48年 経済的残存耐用年数 : 0年
仕 様	構造 : 木造スレートルーフینگ葺2階建 屋根 : セメントスレート瓦葺 外壁 : 堅羽目板張り・モルタルリシン吹付等 内壁 : じゅらく壁・プリント合板等 天井 : 竿縁天井・敷目張り天井・吸音ボード天井等 床 : 畳・フローリング・カーペット等 設備 : 電気設備・給排水設備・衛生設備等 その他 : その他上記の建物本体の一部と看做される付加物を含む。
床 面 積	1階約80.61㎡、2階49.79㎡、延130.40㎡ (評価人概測)
現 況 用 途 等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 現況調査報告書の記載通り
品 等	劣る
保守管理の状態	かなり劣る(屋根・外壁・天井・内壁・床等に損傷が多く認められる。)
建物の利用状況	所有者の家族が使用借権により居住していた。 (詳細は現況調査報告書参照)
特 記 事 項	①競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ②今治市役所建築住宅課で調査したところ、昭和51年8月2日付第704号にて確認申請がなされていたが、完了検査はなされていなかった。又、昭和59年10月29日付第611号にて増築の建築確認申請もなされていたが、完了検査はなされていなかった。その後1階の一部約1.8㎡が増築されていたが、年月日は不詳である。 ③本件建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定はできない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	33,500	1.01	167.02	0.75	4,240,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 今治－20

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$35,200\text{円}/\text{㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 103 = 33,500\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇ 地 域 格 差：街路条件、環境条件格差等を考慮した。

イ 個 別 格 差：画地条件等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、建物の取り壊し費用等を考慮して減価率を判定した。

(2) 建物価格（物件2 主である建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	151,000	130.40	0.010	200,000

ウ 現価率

- ・すでに経済的耐用年数は満了しているので、建物の状況、残存利用期間等を考慮して現価率を1.0%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,240,000	0.55	法定地上権	2,330,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	4,240,000	-2,330,000	1.00	1.00	0.60	1,150,000
2	200,000	+2,330,000	1.00	1.00	0.60	1,520,000
一括価格(合計)						2,670,000

ウ 占有減価修正：修正の必要なし

エ 市場性修正：修正の必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 今治一20

所 在：今治市高市字コモイケ甲42番15

価 格：35,200円/㎡

位 置：伊予富田駅の南方道路距離約730mに位置する。

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：158㎡

供給処理施設：水道、ガス

接 面 街 路：南西側4.0m私道に接面

用 途 指 定 等：市街化調整区域

(建蔽率70%、容積率200%)

地 域 の 概 要：中規模の一般住宅が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 3,457,314円

物件2 1,693,755円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

資料No. 1 位置図

資料No. 2 公図写

資料No. 3 地積測量図写

資料No. 4 建物図面、各階平面図写

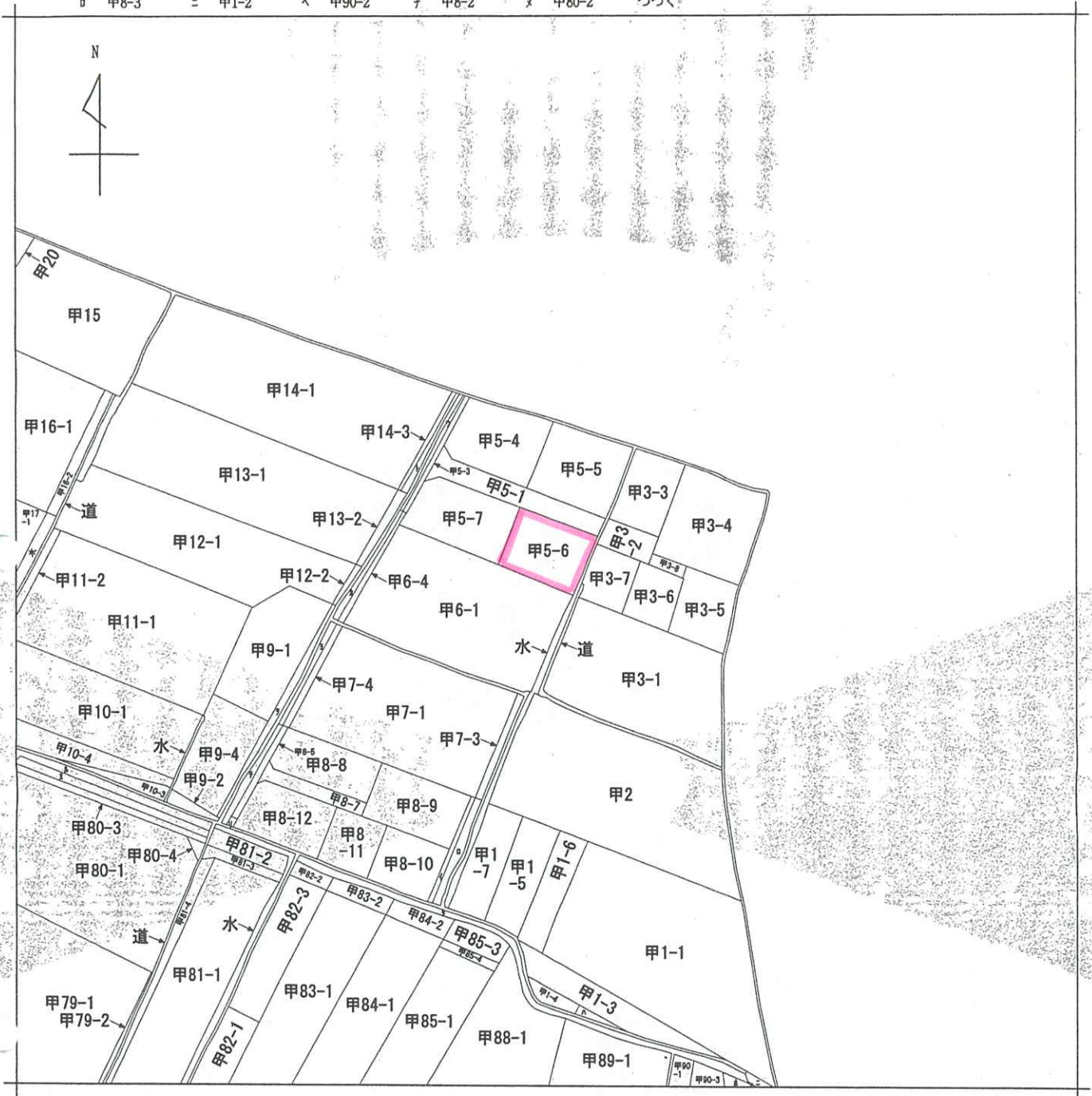
以 上



評価対象物件



イ 甲8-1 甲8-3 ハ 甲1-8 甲1-2 ホ 甲90-4 甲90-2 ト 甲14-2 甲8-2 リ 甲8-6 甲80-2 ル 甲80-5 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	今治市高市字コモイケ				地番	甲5番6			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図			
作成年月日					備付年月日(原図)	補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月20日
松山地方法務局今治支局
登記官

請求番号：3-1
(1/2)

ヲ
カ
コ
タ

甲9-3
甲5-2
甲6-2
甲7-2
水

登記年月日：昭和51年4月20日

前 甲5-1 135331

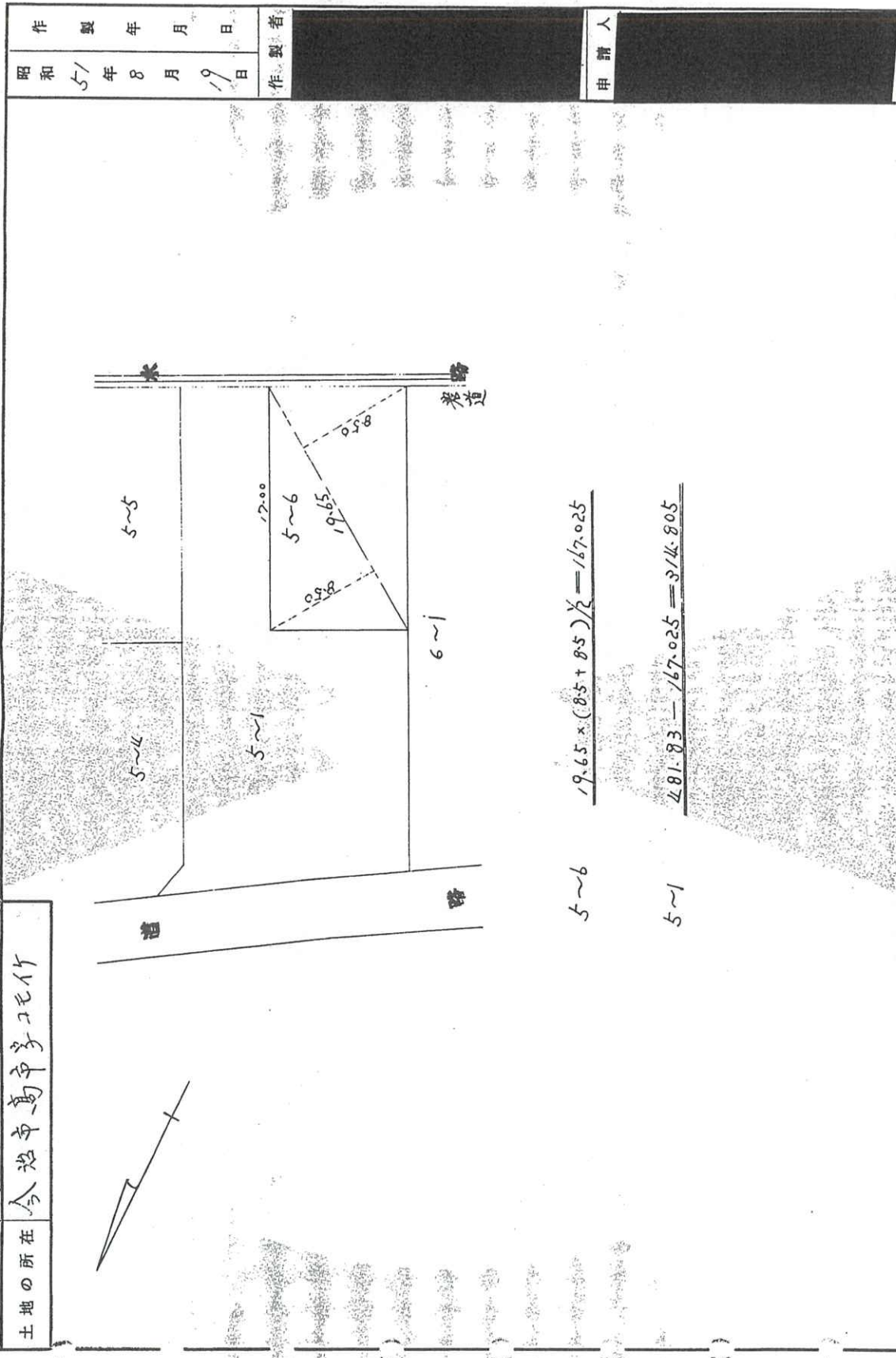
新 甲5-1-6-7

(後新地)

番 甲5-6-1-1

土地の所在 今治市高平町モイナ

地積 測量 所 在 図 図



(愛媛県土地家屋調査士会 用紙)

§51.4.20

縮 尺 1/300M

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年2月20日 松山地方裁判所今治支部

登記官

登記年月日：昭和59年12月24日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年2月20日 松山地方裁判所今治支部 登記官

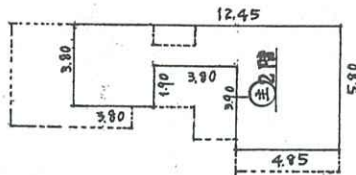
334388

各階平面図

甲5~6

建物図面
各階平面図

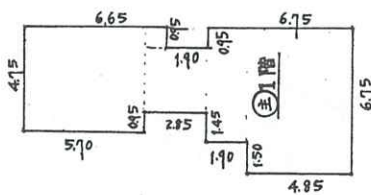
家屋番号	甲5~6
建物の所在	今治市高市字コエ1ヶ 甲5番地6



② 2階床面積

$$\begin{aligned}
 & 3.80 \times 3.80 = 14.440 \\
 & 3.80 \times 1.90 = 7.220 \\
 & 4.95 \times 5.80 = 28.710 \\
 & \text{合計} \quad 49.990
 \end{aligned}$$

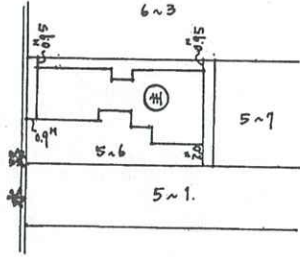
② 2階床面積 49.99



① 1階床面積

$$\begin{aligned}
 & 5.70 \times 4.75 = 27.0750 \\
 & 0.95 \times 0.75 = 0.7125 \\
 & 2.95 \times 2.35 = 6.9225 \\
 & 1.90 \times 5.25 = 9.9750 \\
 & 4.95 \times 6.75 = 32.7375 \\
 & \text{合計} \quad 78.8125
 \end{aligned}$$

① 1階床面積 78.81



建物図面縮尺 500 1/1

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

56 No 038690 2019.12.24 56.11.500

請求番号：3-3

A3版をA4版に縮小